

中の村自治会ブログの運営委託契約（案）

令和6年7月 日

(甲) 中の村自治会長

自署

(乙) 三次市下志和地町724-1

自署

甲と乙は、甲の所有するブログの運営について以下のとおり委託契約する。

1. Web サイトについて

委託対象のブログ Web サイトは以下のとおり

サイト名 「中の村自治会」 <https://nakanomura.org/>

所有者 中の村自治会

作成者 中田 猛（大坪常会）

SSL（暗号通信）を使用する。

ドメイン内に複数のメールアドレス作成が可能で、作るかどうかは運営しながら考える。

2. 委託の目的

中の村自治会は、自治会活動に関する実績資料や通知などを地域住民に提供するために開発した「中の村自治会ブログ」の運営を専門的な知見を持つ乙に委託する。このブログは、今後は単位常会専用サイトが作成される可能性もあり、さらには連合自治会との連携も想定されるので、乙の協力によって本サイトに精通する者の育成も図りたい。

自治会に関する資料・情報を将来にわたって蓄積できる有効な手段

3. 委託の方法

自治会が本年7月中に設定する引継ぎで、作成者が受託者に以下のことを行ってサイト運営を委託する。

- ① ブログ本体のダウンロードとインストール
- ② 「中の村自治会」サイトの確認
- ③ 受託者へのパスワード提供と操作方法の指導

4. 委託期間

令和6年8月～令和8年3月までとする。もしくは、甲か乙が辞退を申し出た時までとする。

5. 委託する内容

自治会が受託者に委託する「中の村自治会」（以下「サイト」という。）の運用内容は以下のとおり。

PDFで渡すのを条件にする。
厳密には云わない。

(1) 自治会役員から送付された記事のサイトへの掲載

①送付する記事の規制：

- ・電子ファイル化されていること（印刷物は不可）。
- ・容量は画像を含めて300Kbを超えないこと。

②送付する側の規制：

送付できる者は、作成者（中田）、自治会3役（小松木、長岡、川本、末國）に限る。なお、受託者に記事を送付する際は、他の者にCC送付すること。

(2) 受託者が自ら決定と修正ができるサイト内容

①自治会側から提供を受けた記事の掲載

- ・小見出し作成、装飾用の小画像の挿入

②背景画像の変更と追加

- ・自治会にふさわしい四季折々の背景画像

フォントとサイズは初期状態で固定し変更しない。
外部へのリンク設定は禁止

他に何かないか？

6. 委託料

委託料は、月3千円とする。

7. 災害等緊急時の対応

本サイトは、災害など緊急時の情報伝達にも効果があると見込まれる。しかし、情報提供側の体制未整備もあり、さらには受託者の負担や結果として生じる責任問題を考えると、今回の委託内容には緊急時での対応は役務に含めない。

緊急時とは、現に災害が起きているか可能性があるとき。

8. 運営会議の運用

運用が安定した頃から、作成者、受託者および自治会3役で構成する運営会議を定期的で開催し、パスワード変更などサイト運用にかかる問題を検討し解決を図る。

(以上)